

**被爆地広島出身の岸田首相へ  
核兵器禁止条約の署名・批准、締約国会議への参加、  
被爆者や被爆二世を広く救済することを求める決議**

今年、1月22日に核兵器禁止条約が発効し、来年3月22日から24日にかけて、オーストリア、ウィーンで第1回締約国会議が開催されます。核兵器禁止条約は核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵を禁止し、核兵器を廃絶する道筋を示しています。しかし、日本政府は「唯一の戦争被爆国」と言いながら、アメリカの核の傘に依存し、核抑止政策をとり、これまで条約交渉会議に参加せず、成立後も署名・批准をしないとの立場をとってきました。

被爆二世は、日本政府が起こした国策としての戦争の結果、広島・長崎でアメリカが投下した原子爆弾に被爆した被爆者を親に持ち、親が被爆した後に、生を授かった子どもたちです。私たちは親である被爆者が放射線の影響に苦しむ姿を見てきましたし、自らも放射線の遺伝的影響を否定できない核（原爆）の被害者として、多くの被爆二世が過去・現在の健康被害に苦しみ、将来の健康不安に怯えています。したがって、私たちは全国被爆二世団体連絡協議会（全国被爆二世協）に結集し、被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶をめざしています。

そのような立場から、被爆地広島出身を強調されていた岸田首相に対して、条約に署名・批准すること、仮に条約に署名・批准しないとしても締約国会議に参加することを求めます。そして、「唯一の戦争被爆国」として国際社会で核兵器廃絶の先頭に立つことを強く要請します。

また、今年7月14日、広島高裁は、「黒い雨訴訟」の控訴審判決で、全員を被爆者と認定した一審判決を正当として、広島市長及び広島県知事に対して、被爆者健康手帳の交付を義務付けるのが相当であるとの判断を示し、政府はこの判決を受け入れました。この判決は、1980年12月の原爆被爆者対策基本問題懇談会の答申に基づく「科学的・合理的根拠」の壁を乗り越え、特殊の戦争被害者である被爆者を広く救済しようとする、被爆者援護法の本来の立法趣旨に立った判決です。

私たち被爆二世は、全国被爆二世協に結集し、長年にわたって国や国会に対して、被爆二世に対する援護対策＝5号被爆者として被爆者援護法を適用することを求めてきましたが、実現しない中、やむなく司法の場での解決をめざし、すべての被爆二世を援護の対象とする国による立法的措置の契機とすることを目的に「原爆被爆二世の援護を求める集団訴訟」をたたかっています。

広島出身の岸田首相こそが、特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという被爆者援護法の立法趣旨の立場に立って、広島黒い雨被爆者や長崎の「被爆体験者」など高齢化し原爆による特殊な被害に苦しむ被爆者や、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない被爆二世を広く救済することを求めます。以上、決議する。

2021年11月27日 全国被爆二世団体連絡協議会主催

2021全国被爆二世交流会 参加者一同

(連絡先) 全国被爆二世団体連絡協議会 会長 崎山 昇

mail : [nobo-may@asahi.email.ne.jp](mailto:nobo-may@asahi.email.ne.jp)